

北大江地域活動協議会 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、北大江地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長住所に置く。

第2条 (活動区域)

本会の活動の対象とする区域は、大阪府中央区大手前1丁目及び2丁目、天満橋京町、北浜東、谷町1丁目、石町1丁目及び2丁目、島町1丁目及び2丁目、東高麗橋、釣鐘町1丁目及び2丁目並びに船越町1丁目及び2丁目の区域（別図に示す通り。以下「北大江地区」という。）とする。

第3条 (目的)

本会は、北大江地区に関わる居住者、従業者、通学者及び事業所等が、住み、働き、学び、遊ぶ、全てが快適な都心づくりをめざし、協力して生活環境・業務環境及び文化的環境等の維持向上に努めることができるよう協議するとともに、協働で事業を行なうことを目的とする。

第4条 (構成)

本会は、別表に示す団体のほか第3条の目的を達成するために活動を行なう団体を持って構成する。

- 2 本会への新たな団体の参加については、運営委員会の議決によるものとする。

第5条 (活動)

本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること
- (4) 福祉や健康づくりに関すること
- (5) 子ども・青少年の健全育成や非行防止に関すること
- (6) 生涯学習や文化・スポーツに関すること
- (7) 環境に関すること
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること

- 2 本会は次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 役員

第6条 (役員及び監事)

本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という）を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1人

- (4) 会計 1人
- (5) 監事 若干名

第7条 (役員を選出)

役員等は、第3章に定める運営委員会において選任する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第8条 (役員の職務)

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- (4) 会計は、本会の会計を統括する。
- (5) 監事は、本会の会計及び役員業務執行を監査する。

第9条 (役員任期)

役員任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

第10条 (運営委員会の組織)

運営委員会は、本会を構成する団体および第4章に定める実行部会から選任された各1名の代表者(以下運営委員という。)で組織する。

第11条 (運営委員会の議決事項)

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算および実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 実行部会の設置に関する事項
- (4) 構成団体に関する事項
- (5) 規約に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

第12条 (運営委員会の開催)

運営委員会は、次の場合に会長がこれを招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の3分の1以上から請求があったとき

第13条 (運営委員会の議長)

運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第14条 (運営委員会の定足数)

運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

第15条 (運営委員会の議決)

運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

第16条 (運営委員会の書面表決等)

やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面を持って表決し、または他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第17条（運営委員会の議事録）

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印するものとする。

第18条（会議録及び閲覧記録の作成及び公開）

本会活動区域の住民（以下「地域住民」という）、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

- 2 前項の場合において、議事録に個人情報等公開することが適当ではない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。
- 3 会議録の閲覧の際、会長は、請求者の住所、氏名及び閲覧目的を記載した閲覧記録を作成する。閲覧記録の閲覧に関する取り扱いは、会議録に準ずる。

第4章 実行部会

第19条（実行部会の設置）

本会の事業は、運営委員会の議決により実行部会を設置して行なう。

第20条（実行部会の組織）

実行部会には、活動責任者、会計責任者を置く。

第21条（事業ごとの計画および報告）

実行部会活動責任者および会計責任者は、事業ごとの事業計画書および予算書ならびに事業報告書及び決算書を作成しなければならない。

第22条（事業部会の代行）

実行部会は、運営委員会の議決により事業代行団体を定めることができる。

第5章 事務局

第23条（事務局の設置）

本会に事務局を置くものとし、その所在は事務局長住所におく。

- 2 事務局員は構成団体から事務局長が選任する。

第24条（事務局の業務）

事務局は以下の活動を行なう。

- (1) 予算及び事業計画、決算および実績報告に関する会長の補佐
- (2) 運営委員会の招集に関する会長の補佐
- (3) 運営委員会議事録、議事録閲覧記録の作成

- (4) 議事録、会計報告、監査報告等の保管と閲覧請求への対応に関する会長の補佐
- (5) 広報に関する会長の補佐
- (6) その他、事務処理上必要な事項

第6章 事業計画・予算・会計

第25条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及び予算は、会長が案を作成し、運営委員会の議決を経て定める。

- 2 これを変更する場合も同様とする。

第26条（事業計画案および予算案の作成）

事業計画書および予算案は、実行部会が作成する事業計画案および予算案に基づくほか、本会の目的達成に必要な活動および本会の実行部会としてこれを実施する団体を公募して、原案を作成し関係機関等と協議の上、会長が作成する。

第27条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算は、実行部会からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度4ヵ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第28条（会計帳簿の整備及び公開）

本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 地域住民、その他利害関係者から閲覧の請求があった時には、正当な事由がないかぎり、これを閲覧させなければならない。

第29条（事業費）

本会の事業費及び第24条に定める事務局業務費は、構成団体および事業代行団体の負担金と補助金をもって賄う。

- 2 事務局業務費は実施する事業規模に応じて各団体が負担するものとする。

第30条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までの1ヵ年とする。

第7章 規約の変更

第31条（規約の変更）

この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することができない。

第8章 雑則

第32条（委任）

この規約の施行に関して必要な事項は、この規約に定めるもののほか、運営委員会における議決を経て、会長が別に定める。

付則

第1（施行）

この規約は平成25年3月9日より施行する。

別図



別表

北大江地域活動協議会 構成団体一覧表（発起団体）

構成団体	備考
北大江連合振興町会	大阪市地域振興会組織要綱に基づく団体
北大江地区まちづくり実行委員会	大阪市まちづくり活動支援制度要綱に基づく認定団体
北大江公園愛護会	大阪市公園愛護会制度実施要綱に基づく承認団体
大坂町中時報鐘頭彰保存会	任意団体
八軒家浜連絡会	任意団体
天満橋京町商店会	任意団体
中大江校下社会福祉協議会	任意団体